

# 任意団体の代表者・団体名変更手続きのご案内

- 表の「ご提出書類名」の後に\*があるものはしよくしん所定の用紙です。
- 「顧客取引変更届(団体代表者・団体名)兼預金印鑑票」・「団体預金調査票」は印刷してご使用いただけます。
- 「本人確認書類」は表下に掲載のものいずれかをお願いします。
- 訂正する場合は訂正箇所にお届出印を押印してください。
- 郵送用封筒(料金はしよくしんが負担します。)が必要な場合はご連絡ください。  
しよくしん所定の用紙(\*)は、このページの該当書類名をクリックして印刷できます。

方法	手続きの種別	ご提出書類	ご注意
窓口	代表者変更	顧客取引変更届(団体代表者・団体名) 兼預金印鑑票 *	新・旧代表者様の記名・押印 (お届印)が必要です
		新代表者様の本人確認書類(注)	代表者以外の方がご来店の場合は、 新代表者様の本人確認書類の2種類 のコピーが必要です
		ご来店者様の本人確認書類	原本をご提示ください
		通帳	
		新お届印	訂正がある場合必要になります
	団体名変更	顧客取引変更届(団体代表者・団体名) 兼預金印鑑票 *	
		団体預金調査票 *	
		キャッシュカード、キャッシュカード 暗証届	暗証届は印刷できませんので、しよ くしんへご連絡ください
		通帳	定期預金ある場合は証書
		お届印	
郵送	代表者変更	顧客取引変更届(団体代表者・団体名) 兼預金印鑑票 *	新・旧代表者様の記名・押印 (お届印)が必要です。
		新代表者様の本人確認書類(注)	2種類のコピーをご提出ください
	団体名変更	顧客取引変更届(団体代表者・団体名) 兼預金印鑑票 *	
		団体預金調査票 *	
		キャッシュカード、キャッシュカード 暗証届	暗証届は印刷できませんので、しよくし んへご連絡ください
		通帳	定期預金ある場合は証書も送付ください

## □本人確認書類について(注)

- 運転免許証、共済組合員証、個人番号カード(マイナンバーカード)等(神戸市職員証は不可です)  
運転免許証・共済組合員証は、住所欄の確認のため、裏面もコピーしてください。  
個人番号カード(マイナンバーカード)の裏面は絶対にコピーしないでください。
- ご来店者様の本人確認書類は原本をご提示ください。

## □代表者様のご自宅への郵便物の送付

令和2年4月1日施行の改正犯罪収益移転防止法にもとづき、本人確認が厳格化されました。  
郵送でのお手続き及び代理人様がご来店の際には、代表者様のご自宅に本人確認完了の書面を  
転送不要郵便にて、郵送させていただきます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

□法人及び権利能力なき社団財団の口座については、郵送でのお取り扱いができません。

お手続きに関しましては、ご連絡くださいますようお願いいたします。

<問合せ先>

神戸市職員信用組合 業務部 預金担当 984-0504 (内線) 953-2560~2563